



平成23年 3 月

本 巢 市

# 目 次

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>1 行財政改革実施計画の策定</b>        | <b>1</b>  |
| (1) これまでの取り組み                | 1         |
| (2) 第2次行財政改革実施計画の策定          | 1         |
| (3) 計画期間                     | 2         |
| (4) 計画の基本方針・推進項目             | 2         |
| <b>2 具体的な取り組み事項</b>          |           |
| <b>I 地域を経営する組織体への転換</b>      | <b>3</b>  |
| ① 職員の意識改革と資質の向上              | 3         |
| ② 効率的な組織体制の確立                | 3         |
| ③ 健全な財政運営                    | 3         |
| ④ 職員定数及び給与の適正化               | 5         |
| <b>II 量から質への行政サービスの転換</b>    | <b>6</b>  |
| ① 行政サービスの質の向上                | 6         |
| ② 公共施設等の見直し                  | 6         |
| ③ 事務事業の整理・合理化                | 6         |
| <b>III 対話と現場主義を重視した協働・連携</b> | <b>8</b>  |
| ① 市民協働・連携による豊かな自治の確立         | 8         |
| <b>3 財政的な効果目標</b>            | <b>9</b>  |
| <b>用語解説</b>                  | <b>12</b> |
| <b>実施項目体系表・実施項目票</b>         | <b>15</b> |

## 1 行財政改革実施計画の策定

### (1) これまでの取り組み

本市では、国からの「行政改革の方針」及び総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、平成18年3月「本巢市行政改革大綱実施計画（平成18～22年度）」及び「本巢市行政改革集中改革プラン（平成18～22年度）」を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、職員数の適正化等の取り組みを進めてきました。

なお、「本巢市行政改革大綱実施計画」による平成21年度までの4年間の進捗状況は次のとおりとなっています。

#### ①進捗状況

「本巢市行政改革大綱実施計画」には、116の実施項目が計上されていますが、平成21年度までの進捗状況は次のとおりとなっています。

| 年度     | 実施完了          | 準備・検討        | 未実施          |
|--------|---------------|--------------|--------------|
| 平成18年度 | 58項目 (50.0%)  | 39項目 (33.6%) | 19項目 (16.4%) |
| 平成19年度 | 87項目 (75.0%)  | 22項目 (19.0%) | 7項目 (6.0%)   |
| 平成20年度 | 99項目 (85.3%)  | 14項目 (12.1%) | 3項目 (2.6%)   |
| 平成21年度 | 107項目 (92.2%) | 8項目 (6.9%)   | 1項目 (0.9%)   |

#### ②効果額

「本巢市行政改革大綱実施計画」に計上された116の実施項目における平成21年度までの財政的な効果額は次のとおりとなっています。

| 実施項目                  | 財政的な効果額   |
|-----------------------|-----------|
| 効率的な行政運営の推進           | 517,293千円 |
| (1) 事務事業の見直し          | 41,671千円  |
| (2) 組織・機構について         | 0千円       |
| (3) 施設等の統合            | 32,961千円  |
| (4) 外郭団体の見直し          | 0千円       |
| (5) 附属機関（各種審議会等）の見直し  | 918千円     |
| (6) 職員定数と給与の見直し       | 405,245千円 |
| (7) 情報化の推進等によるサービスの向上 | 2,409千円   |
| (8) 公共施設等の管理運営        | 17,500千円  |
| (9) 公共事業の見直し          | 16,589千円  |
| 市民に信頼される行政運営の推進       | 0千円       |
| 健全な財政運営の推進            | 0千円       |
| 職員の資質向上と意識改革の推進       | 0千円       |
| 合計                    | 517,293千円 |

### (2) 第2次行財政改革実施計画の策定

本市では、平成23年度以降の行政改革の基本的な方針を示した「第2次本巢市行財政改革

大綱」を策定します。

また、「本巢市行政改革大綱実施計画」及び「本巢市行政改革集中改革プラン」の計画期間が平成22年度で終了し、新たな実施計画の策定も必要であることから、新たな行財政改革大綱に基づく、平成23年度以降の実施計画として「第2次本巢市行財政改革大綱実施計画（平成23～27年度）」を策定します。

### **(3) 計画期間**

「第2次本巢市行財政改革大綱実施計画」の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5ヵ年間とします。

### **(4) 計画の基本方針・推進項目**

「第2次本巢市行財政改革実施計画」は、「第2次本巢市行財政改革対大綱」に位置付けられた3つの基本方針とそれぞれの推進項目について、計画期間内に本市が取り組むべき具体的な事項を定めるものとします。

#### **I 地域を経営する組織体への転換**

- ① 職員の意識改革と資質向上
- ② 効率的な組織体制の確立
- ③ 健全な財政運営
- ④ 職員定数及び給与の適正化

#### **II 量から質への行政サービスの転換**

- ① 行政サービスの質の向上
- ② 公共施設等の見直し
- ③ 事務事業の整理・合理化

#### **III 対話と現場主義を重視した協働・連携**

- ① 市民協働・連携による豊かな自治の確立

## 2 具体的な取り組み事項

### I 地域を経営する組織体への転換

#### ① 職員の意識改革と資質向上

##### (1) 職員の意識改革

- 1 職員改善提案制度の活用
- 2 地域の清掃・草刈等への参加

##### (2) 人材育成

- 1 各種職員研修の実施
- 2 自治大学校等への中・長期研修の実施
- 3 職員のワークライフバランス<sup>1</sup>の推進
- 4 建設関係研修への積極的な参加
- 5 各種業務資格の取得

##### (3) 時代に即した行政運営の推進

- 1 事務事業評価<sup>2</sup>による業務改善
- 2 公共事業の契約事務の一元化

#### ② 効率的な組織体制の確立

##### (1) 地域経営のための組織体制の整備

- 1 行政組織の見直し
- 2 自治会要望データベースの共有化

##### (2) 危機管理体制の強化

- 1 危機管理指針（仮称）<sup>3</sup>の策定
- 2 危機事案対応研修・訓練の実施
- 3 井水土地改良区<sup>4</sup>との連絡調整会議の実施

#### ③ 健全な財政運営

##### (1) 計画的な財政運営の推進

- 1 長期的な財政計画の策定
- 2 経常収支比率の抑制
- 3 実質公債費比率の抑制
- 4 橋梁長寿命化修繕計画の策定
- 5 農業用排水施設等修繕更新計画の策定
- 6 自治会要望データベースの予算資料への活用

(2) 歳入の確保

- 1 広告媒体の洗い出し
- 2 有料広告事業の拡充
- 3 市税の収納率の向上
- 4 コンビニエンスストア収納の拡充
- 5 新たな収納方法の検討

(3) 歳出の抑制

- 1 定期的な補助金の見直し
- 2 庁舎照明器具のLED<sup>5</sup>化
- 3 精華保育園運営補助金の適正化
- 4 道路照明等の見直し（橋梁の中間照明の消灯）
- 5 簡易な道路補修作業の直営化
- 6 簡易な測量作業の直営化
- 7 同盟会・協議会等の負担金の見直し
- 8 地域統合型GIS<sup>6</sup>による地図の共有化
- 9 商工会補助金の見直し

(4) 受益者負担の適正化

- 1 使用料・手数料の見直し
- 2 各がん検診の受益者負担の見直し
- 3 各健診の受益者負担の見直し
- 4 留守家庭教室利用料の見直し
- 5 保育園保育料負担金（通常）の改定
- 6 保育園保育料負担金（延長）の改定
- 7 保育園・幼稚園保育料負担金（第3子無料化）の見直し
- 8 保育園・幼稚園交通安全協力費（園児バス）の改定
- 9 保育園保育用品の保護者負担
- 10 幼稚園保育料負担金（通常）の改定
- 11 幼稚園保育料負担金の（預かり保育）改定
- 12 急傾斜地崩壊防止対策事業分担金の廃止
- 13 給食費の適正化

(5) 特別会計事業・公営企業等の財政健全化

- 1 ジェネリック医薬品<sup>7</sup>の普及啓発・医師会への協力依頼
- 2 ジェネリック医薬品希望カード等の交付
- 3 診療所経営改善会議の設置・実施
- 4 診療所施設のPR・受診率の向上
- 5 診療所薬品納入単価・委託単価の見直し
- 6 本巢簡易水道と文殊簡易水道の統合
- 7 樽見簡易水道と日当簡易水道の統合
- 8 本巢簡易水道・文殊簡易水道を水道事業会計に移行

- 9 簡易水道特別会計と水道事業会計の統合
- 10 下水道の経営内容の見直し

**④ 職員定数及び給与の適正化**

- (1) 定員適正化計画の計画的な履行
  - 1 適正な定員管理の実施
  - 2 臨時職員の適正な雇用
  
- (2) 給与の見直し
  - 1 人事評価制度による給与等への反映

## Ⅱ 量から質への行政サービスの転換

### ① 行政サービスの質の向上

- (1) 市民の意向の的確な反映
  - 1 総合窓口設置の検討
  - 2 自治会要望データベースによる進捗管理
  - 3 建物建築に伴う申請書提出先等チェックリストの作成
  
- (2) 行政サービスの質の向上
  - 1 施設管理の一元化と管理方法の見直し
  - 2 施設予約システムの導入検討
  - 3 市民課窓口での旅券事務（申請・交付）
  - 4 簡易な道路補修の早期実施
  - 5 建設関係申請書のホームページへの掲載
  - 6 道路台帳のインターネット閲覧

### ② 公共施設等の見直し

- (1) 市の規模に見合った施設の整理
  - 1 庁舎統合（分庁方式）の検討
  - 2 保健センター統合の検討
  - 3 本巢・本巢西保育園の統合
  - 4 子どもセンター事業の見直しに伴う規模の適正化
  
- (2) 管理運営主体の見直し
  - 1 集会施設の地元自治会等への譲渡
  - 2 指定管理者制度<sup>8</sup>の導入（富有柿の里）
  - 3 指定管理者制度の導入（市民文化ホール）
  - 4 指定管理者制度の導入（根尾谷地震断層観察館）
  - 5 指定管理者制度の導入（さくら資料館）
  - 6 指定管理者制度の導入（市民スポーツプラザ）
  
- (3) 遊休資産の活用
  - 1 普通財産の処分及び貸し出し
  - 2 行政財産の処分及び貸し出し
  - 3 水鳥分譲地の販売促進
  - 4 市営水鳥住宅の払い下げ

### ③ 事務事業の整理・合理化

- (1) 事務事業の点検・見直し
  - 1 行政評価<sup>9</sup>による事務事業の見直し
  - 2 外部評価制度<sup>10</sup>の導入

- 3 行財政改革大綱詳細実施計画の策定
  - 4 法制支援・例規管理システムの導入
  - 5 本巢市例規集の廃止
  - 6 消防団事務の見直し
  - 7 消防組織の改正
  - 8 長寿祝金支給の見直し
  - 9 地域見守り活動事業の実施
  - 10 高齢者インフルエンザ予防接種事業の見直し
  - 11 出産祝金支給事業の廃止
  - 12 保育園給食費の見直し
  - 13 コミュニティ・ママ事業のNPO法人実施
  - 14 合併浄化槽の排水路整備
  - 15 極小工事の発注見直し
  - 16 農業用揚水施設補助金の見直し
  - 17 富有柿等新植奨励金の廃止
  - 18 富有柿等団地化事業の廃止
  - 19 富有柿等準団地化事業の廃止
  - 20 各種イベントの見直し
  - 21 公園管理の一元化
  - 22 遠隔管理システム<sup>11</sup>の整備
  - 23 緊急遮断弁<sup>12</sup>の整備
  - 24 樽見鉄道乗車券購入事業の廃止
  - 25 定住促進事業奨励金の廃止
- (2) 出資法人等の経営改善の推進
- 1 出資法人（財団）の統合

### Ⅲ 対話と現場主義を重視した協働・連携

#### ① 市民協働・連携による豊かな自治の確立

##### (1) 信頼と理解のまちづくりの推進

- 1 多様な媒体を活用した市政情報公開
- 2 各種行政運営情報の公表
- 3 市政モニター制度<sup>13</sup>の導入
- 4 パブリックコメント<sup>14</sup>の実施
- 5 市民意向調査の定期的実施
- 6 生活道路（狭あい道路）の整備
- 7 地域教育活性化検討委員会の開催

##### (2) 協働のまちづくりの推進

- 1 市民協働指針（仮称）<sup>15</sup>の策定
- 2 審議会等における女性登用の推進
- 3 簡易な道路修繕への資材提供
- 4 協働による通学路の点検・整備
- 5 協働による農地・水・環境保全の向上
- 6 公園の地元管理への委託・協働運営
- 7 東外山ふれあい広場の地元管理への委託・協働運営
- 8 地域コミュニティづくり事業の実施
- 9 ボランティア人材バンクの設立

##### (3) 民間活力の積極的な活用

- 1 指定管理者制度の積極的な導入
- 2 民間活力活用指針（仮称）<sup>16</sup>の策定
- 3 事務事業の民間委託

### 3 財政的な効果目標

第2次本巢市行財政改革実施計画（平成23～27年度）の実施による財政的な効果目標は、下表のとおり計画期間5年間で、概ね2億5,000万円とします。

（単位：千円）

| 体系番号      | 実施項目                      | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 計      |
|-----------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| I-①-(2)-5 | 各種業務資格の取得                 | 200    | 200    | 200    | 200    | 200    | 1,000  |
| I-③-(2)-1 | 有料広告の拡充                   |        | 630    | 630    | 630    | 630    | 2,520  |
| I-③-(3)-1 | 定期的な補助金の見直し               |        |        |        | 73,500 |        | 73,500 |
| I-③-(3)-2 | 庁舎照明器具のLED化               | 53     | 60     | 62     | 62     |        | 237    |
| I-③-(3)-3 | 精華保育園運営補助金の適正化            |        | 3,080  |        |        |        | 3,080  |
| I-③-(3)-4 | 道路照明灯の見直し（橋梁中間照明の消灯）      |        | 12     | 24     | 36     | 48     | 120    |
| I-③-(3)-9 | 商工会補助金の見直し                |        |        |        | 300    | 600    | 900    |
| I-③-(4)-2 | 各がん検診の受益者負担の見直し           |        |        |        |        | 2,270  | 2,270  |
| I-③-(4)-3 | 各健診の受益者負担の見直し             |        |        |        |        | 70     | 70     |
| I-③-(4)-4 | 留守家庭利用料の見直し               |        |        | 2,654  |        |        | 2,654  |
| I-③-(4)-5 | 保育園保育料負担金（通常）の改定          |        |        | 13,780 |        |        | 13,780 |
| I-③-(4)-6 | 保育園保育料負担金（延長）の改定          |        |        | △2,257 |        |        | △2,257 |
| I-③-(4)-7 | 保育園・幼稚園保育料負担金（第3子無料化）の見直し |        |        | 16,004 |        |        | 16,004 |

|            |                         |       |        |        |       |        |        |
|------------|-------------------------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|
| I-③-(4)-8  | 保育園・幼稚園交通安全協力費（園児バス）の改定 |       | 3,409  |        |       |        | 3,409  |
| I-③-(4)-9  | 保育園保育用品の保護者負担           |       | 798    |        |       |        | 798    |
| I-③-(4)-10 | 幼稚園保育料負担金（通常）の改定        |       | 6,587  |        |       |        | 6,587  |
| I-③-(4)-11 | 幼稚園保育料負担金（預かり保育）の改定     |       | 2,835  |        |       |        | 2,835  |
| I-③-(4)-13 | 給食費の適正化                 |       | 1,400  | 1,400  | 1,400 | 1,400  | 5,600  |
| I-③-(5)-5  | 診療所薬品納入単価・委託単価の見直し      | 1,300 | 1,300  | 1,300  |       |        | 3,900  |
| I-④-(1)-1  | 適正な定員管理の実施              |       | 16,000 | 16,000 | 8,000 | 16,000 | 56,000 |
| II-②-(1)-3 | 神海・本巢・本巢西保育園の統合         |       |        | 10,382 |       |        | 10,382 |
| II-②-(2)-2 | 指定管理者制度の導入（富有柿の里）       |       |        | 7,500  |       |        | 7,500  |
| II-②-(2)-3 | 指定管理者制度の導入（市民文化ホール）     |       |        | 9,800  |       |        | 9,800  |
| II-②-(2)-4 | 指定管理者制度の導入（根尾谷地震断層観察館）  |       |        | 1,200  |       |        | 1,200  |
| II-②-(2)-5 | 指定管理者制度の導入（さくら資料館）      |       |        | 300    |       |        | 300    |
| II-②-(2)-6 | 指定管理者制度の導入（市民スポーツプラザ）   |       |        | 4,900  |       |        | 4,900  |
| II-②-(3)-3 | 水鳥分譲地の販売                | 2,500 | 2,500  | 2,500  | 2,500 | 2,500  | 12,500 |
| II-③-(1)-5 | 本巢市例規集の廃止               |       | 1,800  |        |       |        | 1,800  |
| II-③-(1)-6 | 消防団事務の見直し               |       |        | 3,300  |       |        | 3,300  |
| II-③-(1)-7 | 消防団組織の見直し               |       |        | 731    |       |        | 731    |
| II-③-(1)-8 | 長寿祝金支給の見直し              |       |        |        | 4,380 |        | 4,380  |

|            |                         |       |        |        |        |        |         |
|------------|-------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| Ⅱ-③-(1)-11 | 出産祝金支給事業の廃止             |       |        |        | 600    |        | 600     |
| Ⅱ-③-(1)-12 | 保育園給食費の見直し              |       | △2,500 |        |        |        | △2,500  |
| Ⅱ-③-(1)-13 | コミュニティ・ママ事業のNPO法人実施     | △589  |        |        |        |        | △589    |
| Ⅱ-③-(1)-17 | 富有柿等新植奨励金の廃止            | 300   |        |        |        |        | 300     |
| Ⅱ-③-(1)-24 | 樽見鉄道乗車券購入事業の廃止          |       | 100    |        |        |        | 100     |
| Ⅱ-③-(1)-25 | 定住促進事業奨励金の廃止            |       |        | 2,600  |        |        | 2,600   |
| Ⅱ-③-(2)-1  | 出資法人（財団）の統合             |       |        |        |        | 1,000  | 1,000   |
| Ⅲ-①-(2)-6  | 公園の地元管理への委託・協働運営        |       |        |        | 200    | 400    | 600     |
| Ⅲ-①-(2)-7  | 東外山ふれあい広場の地元管理への委託・協働運営 |       |        | 100    |        |        | 100     |
|            |                         |       |        |        |        |        |         |
| 合 計        |                         | 3,764 | 53,211 | 93,110 | 76,808 | 25,118 | 252,011 |

※ 表中、△は増額を示す。

## 用語解説

### 1 ワークライフバランス

「国民一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

### 2 事務事業評価

市が行っている政策、施策や事務事業について、その必要性や成果、効率性などを数値等で客観的に把握し、その結果を次の計画や予算に反映させる仕組み

### 3 危機管理指針

地域防災計画や国民保護計画の対象とならない事象を含めた、より広い「危機」に対して迅速かつ的確に対応するための基本的な考えを示すもの

### 4 井水土地改良区

市内の土地改良区は、席田井水土地改良区、真桑井水土地改良区、真桑方井水土地改良区、政田井水土地改良区の4井水土地改良区がある。

### 5 LED

Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略で、半導体ランプの一種。蛍光灯や白熱電球に比べて省電力で寿命も長い。

### 6 地域統合型GIS

地方自治体において、各部等が利用している地図情報（道路、建物、河川等）を統合・電子化し、一元的にメンテナンスすることで、庁内全体でデータの共有を可能にする仕組み

### 7 ジェネリック医薬品

後発医薬品のことをいい、特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造或いは供給する医薬品

### 8 指定管理者制度

公共団体やその外部団体に限定していた公の施設の管理・運営を株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど法人、その他の団体に包括的に代行させる制度

### 9 行政評価

行政活動を主に市民にどのように効果をあげたのかという視点から客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させる手法

### 10 外部評価制度

公募による者、識見を有する者等により、行政評価を行う制度

## 11 遠隔管理システム

各水道施設から、水量等の各種データや運転状況を把握するシステム

## 12 緊急遮断弁

地震等の発生により、配水管の破損時に配水地からの水の流出を止める弁

## 13 市政モニター制度

市政に対する意見や要望の提出及びアンケート調査を行うことにより、広く市民の意見を反映するなど、市民の市政への参画を図る制度

## 14 パブリックコメント

意見公募手続。行政機関が基本的な施策等を策定するにあたり、事前にその案を公表し、広く市民から意見を聴き、提出された意見等を考慮し、最終的な意思決定を行うこと。

## 15 市民協働指針

市民と行政が共通の目標を持ち、共に話し合い、共に活動していく「協働」のまちづくりを推進するため、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、協働のまちづくりを進めていくための基本的な考えを示すもの。

## 16 民間活力活用指針

行政サービスの向上と効率化を図るため、行政と民間の役割を見直し、民間活力を活かした行財政運営を推進するための基本的な考えを示すもの

## 17 PDCA

計画策定 (Plan) → 実施 (Do) → 検証 (Check) → 見直し (Action)

## 18 ローカルマニフェスト

地方自治体の首長選挙による公約

## 19 情報セキュリティポリシー

企業などの組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にまとめたもの

## 20 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に地方税、普通交付税等の経常的一般財源がどのように充当されているかを表す指標（財政構造の弾力性を判断する指標）

## 21 実質公債費比率

地方公共団体の年間の収入に対する借入金の返済額の割合を表す指標

## 22 アウトソーシング

市が行政責任を果たす上で必要となる監督権を留保しつつ、その事務の執行に外部資源（労働

力、財源、知識・技術力)を活用すること。

### **23 アプリケーション**

ワープロソフト、表計算ソフト、画像編集ソフト等作業に応じて使用するソフトウェア。

### **24 インフラ**

生産や生活の基盤を形成する構造物

### **25 ラスパイレス指数**

地方公共団体（地方公務員）の一般行政職の平均給与を、職員の学歴・経験年数別構成などが国と同一であると仮定し、国家公務員の平均給与を100として算出した指数のこと。

### **26 公益法人制度改革三法**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の三法をいう。

### **27 ノウハウ**

専門的な技術やその蓄積のこと。

### **28 ランニングコスト**

継続的に必要になってくる費用